調査の概要

工業統計調査について

1 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにすることを目的としています。

2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法に基づく指定統計調査(指定統計第10号)として実施しています。

3 調査の期日

平成19年工業統計調査は、平成19年12月31日現在で実施しました。

4 調査の範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類 F - 製造業に属する事業所(国に属する事業所を除く。) です。

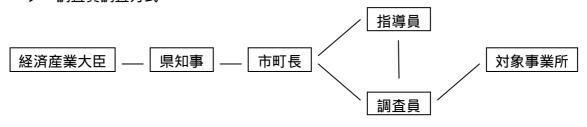
工業統計調査は、西暦の末尾が0、3、5、8の年は全数調査を実施し、それ以外の年は、 従業者4人以上の事業所を調査の対象としています。平成19年(2007)は従業者4人以上の事 業所を対象に実施しており、直近の全数調査は平成17年(2005)です。

5 調査の方法

従業者30人以上の事業所は「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所は「工業調査票乙」を用い、申告者の自計申告により調査しています。なお、「工業調査票甲」及び「工業調査票 乙」の調査票様式は巻末に掲載しています。

6 調査の系統

ア 調査員調査方式



イ 本社一括調査方式

経済産業大臣 —— 対象企業

利 用 上 の 注 意

【平成19年調査について】

脱漏事業所及び構内請負事業所の捕捉作業を行いました。

製造業の実態をより的確にとらえるため、製造以外の活動もとらえる調査内容となりました。

(具体的には、製造品出荷額等に「その他収入額(転売収入など)」を、原材料 使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加) の理由により、19年調査の数値は、前年の数値とは接続していません。

そのため、本報告書においては、事業所数、従業者数など の捕捉事業所を除いた事業所の数値を使用することにより、時系列の不連続が解消される項目の対前年増減率については、当該捕捉事業所を除いて算出しています。

なお、製造品出荷額等及び付加価値額については、 、 の理由により、前年の数値と接続しませんが、平成18年調査以前の定義で再計算した「参考値」を別表の「平成19年の調査事項の追加等にかかる参考値について」に掲載していますので参考としてください。

1 集計

- (1) この調査報告書は、平成19年工業統計調査における「工業調査票甲」及び「工業調査票乙」について、県で集計したものであり、後日、経済産業省が公表する確定数と相違することがあります。
- (2) 調査期日現在において、操業準備中及び操業開始後未出荷の事業所、並びに休業中の事業所は集計に含まれません。
- (3) 平成18年までの数値は確定数ですが、平成6年の数値は県による推計値です。

2 産業分類

工業統計調査で用いる産業分類(中分類)について、この報告書における略称、重化学工 業と軽工業の区分、及び産業3類型別の区分は次の表のとおりです。

| 立 *** // ** 5 | 略 | 称 | 重化学工業、 | ☆ ₩ * 5 |
|-------------------------|-----------|-------------|--------|--------------------|
| | 概要 | 統 計 表 | 軽工業の別 | 産業類型 の別 産業類型 |
| 09 食料品製造業 | 食 料 品 | 食料品 | 軽工業 | 生活・その他 |
| 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | 飲料・たばこ | 飲料・たばこ・飼料 | " | " |
| 11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く) | 繊維 | 繊維工業 | " | " |
| 12 衣服・その他の繊維製品製造業 | 衣服・その他 | 衣服・その他の繊維製品 | " | " |
| 13 木材・木製品製造業(家具を除く) | 木材・木製品 | 木材・木製品 | " | 基礎素材 |
| 14 家具・装備品製造業 | 家具・装備品 | 家具・装備品 | " | 生活・その他 |
| 15 パルプ・紙・紙加工品製造業 | パ ル プ ・ 紙 | パルプ・紙・紙加工品 | " | 基礎素材 |
| 16 印刷・同関連業 | 印刷 | 印刷・同関連業 | " | 生活・その他 |
| 17 化学工業 | 化 学 | 化学工業 | 重化学工業 | 基礎素材 |
| 18 石油製品・石炭製品製造業 | 石 油 ・ 石 炭 | 石油・石炭製品 | " | " |
| 19 プラスチック製品製造業 | プラスチック | プラスチック製品 | 軽工業 | " |
| 20 ゴム製品製造業 | ゴム製品 | ゴム製品 | " | " |
| 21 なめし革・同製品・毛皮製造業 | なめし革・同製品 | なめし革・同製品・毛皮 | " | 生活・その他 |
| 22 窯業・土石製品製造業 | 窯業・土石 | 窯業・土石製品 | " | 基礎素材 |
| 23 鉄鋼業 | 鉄 鋼 | 鉄鋼業 | 重化学工業 | " |
| 24 非鉄金属製造業 | 非 鉄 金 属 | 非鉄金属 | " | " |
| 25 金属製品製造業 | 金 属 製 品 | 金属製品 | " | " |
| 26 一般機械器具製造業 | 一 般 機 械 | 一般機械器具 | " | 加工組立 |
| 27 電気機械器具製造業 | 電気機械 | 電気機械器具 | " | " |
| 28 情報通信機械器具製造業 | 情報通信機械 | 情報通信機械器具 | " | " |
| 29 電子部品・デバイス製造業 | 電子・デバイス | 電子部品・デバイス | " | " |
| 30 輸送用機械器具製造業 | 輸送用機械 | 輸送用機械器具 | " | " |
| 31 精密機械器具製造業 | 精 密 機 械 | 精密機械器具 | " | " |
| 32 その他の製造業 | その他製品 | その他 | 軽工業 | 生活・その他 |

産業類型欄の記載は次のとおりです。

[「]基礎素材」…基礎素材型産業

金曜系的」…金曜系的主任系 「加工組立」…加工組立型産業 「生活・その他」…生活関連・その他型産業

3 用語の説明

- (1) 事業所数、従業者数は平成19年12月31日現在の数です。
- (2) 従業者数は、常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計です。
- (3) 現金給与総額は、平成19年1年間に常用労働者に対し決まって支給された給与(基本給、諸手当等)及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額と、その他の給与の額との合計です。その他の給与とは、常用労働者に対する退職金、解雇予告手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与などです。
- (4) 原材料使用額等は、平成19年中における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計です。
- (5) 製造品出荷額等は、平成19年中における製造品出荷額、製造工程から出たくず・廃物の出荷額、加工賃収入額及びその他収入額(修理料収入、転売収入等)の合計です。
- (6) 製造品出荷額は、自己の所有する原材料によって製造された製品の出荷額です。
- (7) 加工賃収入額は、他の企業の所有する原材料又は製品に賃加工して受け取った加工賃です。
- (8) その他収入額は、「製造品出荷額」及び「加工賃収入額」以外の収入(製造業以外の収入)です。
- (9) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額の年初とは平成19年1月1日現在、 年末とは平成19年12月31日現在のことです。
- (10) 有形固定資産は、建物、構築物、機械、装置、各種運搬具、器具、備品類及び土地をいい、年初現在高は、平成19年1月1日現在の帳簿価額です。
- (11) 有形固定資産除却額は、平成19年中に、売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額です。
- (12) 有形固定資産減価償却額は、平成19年中に減価償却費として有形固定資産勘定より控除 した金額又は減価償却引当金として計上された金額です。
- (13) 事業所敷地面積及び建築面積は、平成19年12月31日現在の面積です。
- (14) 工業用水は、事業所内で工業生産に使用される操業1日当たりの用水量です。

4 集計の算式

(1) 生産額

30人以上(甲) = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品・仕掛品年末価額 - 半製品・仕掛品年初価額) 4~29人(乙) = 製造品出荷額等

(2) 付加価値額

30人以上(甲) = 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 ¹ + 推計消費税額 ²) - 原材料使用額等 - 減価償却額

4~29人(乙)= 粗付加価値額

粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等

- (3) 付加価値率 = 付加価値額 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) × 100
- (4) 原材料率 = 原材料使用額等 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) × 100
- (5) 現金給与率 = <u>現金給与総額</u> × 100 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額)
- (6) 労働分配率 (1人当たり) = 現金給与総額 付加価値額 × 100
- (7) 在庫率 = 年末在庫額 生産額 - (消費税を除く内国消費税額+推計消費税額) × 100
- (8) 有形固定資産

年末現在高 = 年初現在高 + 取得額 - 除却額 - 減価償却額

建設仮勘定の年間増減 = 増加額 - 減少額

投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定の年間増減

- (9) 寄与度 = 今期の額 前期の額 前期の総計 × 100
- (10) 特化係数

兵庫県の特化係数 = <u>兵庫県の産業中分類別構成比</u> 全国の産業中分類別構成比

県内各地域の特化係数 = <u>各地域の産業中分類別構成比</u> 兵庫県の産業中分類別構成比

- 1「消費税を除く内国消費税額」は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計です。
- 2「推計消費税額」は、平成13年調査から消費税額の調査を廃止したため推計したもので、推計消費税額の算出にあたっては、直接輸出分を除いています。

5 事業所の産業の決定方法

産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

(1) 一般的な方法

- ア 製造品が単品のみの事業所は、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定します。
- イ 製造品が複数にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号(中分類)が同じ品目の 製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁の番号を決定します。 次に、その決定された2桁の番号のうち、上記と同様な方法で3桁番号(小分類) さら に4桁番号(細分類)を決定し、最終的な産業格付を行っています。

(2) 特殊な方法

上記の方法以外に作業工程、機械設備等により産業を決定する場合があります。

6 記号及び注記

- (1) この報告書における符号の用法は次のとおりです。
 - 「 」は該当数値なし、「 0 」及び「0.0」は単位未満、「 」は数値がマイナスであることを表しています。
 - 「X」はその数値の該当事業所数が1又は2の事業所であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあることから、秘匿した箇所です。また、事業所数が3以上の事業所に関する数値でも、前後の関係から秘匿した数値が判明する場合は秘匿しています。
- (2) 統計表は、単位未満を四捨五入するため、総数と内訳の合計が一致しない場合があります。

7 地域集計

市町ごとの集計は、調査時点の市町区分で行っています。また、この報告書における地域 集計区分は、下表及び次ページのとおりです。

兵庫県の地域集計区分表

| 1 神戸地域 | 6 中播磨地域 | |
|---------|---------|--|
| 2 阪神南地域 | 7 西播磨地域 | |
| 3 阪神北地域 | 8 但馬地域 | |
| 4 東播磨地域 | 9 丹波地域 | |
| 5 北播磨地域 | 10 淡路地域 | |

各地域に属する市町については、次ページの 「兵庫県の地域区分図」をご覧ください。

~ 兵庫県の地域区分図 ~

